

令和 6 年度

財政援助団体等監査報告書

志木市監査委員



志 監 査 第 5 0 号
令 和 7 年 3 月 1 0 日

志 木 市 長 香 川 武 文 様
志 木 市 議 会 議 長 今 村 弘 志 様

志 木 市 監 査 委 員 成 田 茂
志 木 市 監 査 委 員 河 野 芳 徳

令和6年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を志木市監査基準（令和4年志木市監査委員告示第2号）に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

なお、この監査結果に関する報告に添えた意見・要望事項については、同条第14項及び志木市監査結果の取扱基準（令和4年志木市監査委員決定）4の規定により措置状況の通知を求めます。

監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 指定管理者

SHIKISAIパートナーズ

(2) 所管部課

都市整備部 都市計画課

3 監査の範囲

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに執行された公の施設の指定管理（いろは親水公園指定管理）にかかわる事務の執行。

4 監査の実施日

令和7年1月16日

5 監査の方法

出納その他の事務が適正に執行されているかについて、必要な資料及び関係書類の提出を求め関係職員から説明を聴取し、監査を実施するとともに、現地視察も併せて行った。

6 指定管理者の概要

(1) 名称

SHIKISAIパートナーズ

(2) 指定管理施設

志木市いろは親水公園、志木市村山快哉堂

(3) 設置目的

市の内外の人々とのふれあいや賑わいを創出し、志木市の象徴として更なる魅力の向上を図り、もって市民の福祉の更なる増進に寄与すること。

(4) 施設概要

所在地	埼玉県志木市中宗岡5丁目2番（志木市いろは親水公園） 埼玉県志木市中宗岡5丁目（志木市村山快哉堂）
供用開始	令和4年8月
敷地面積	60,827.29㎡ うち指定管理区域：53,790.2㎡
主な公園施設	旧村山快哉堂、トイレ、広場、幼児用遊具、健康器具 ベンチ、四阿、ウォーターパーク、駐車場・駐輪場

(5) 指定管理者が行う事業内容

① 公園全体のマネジメント業務

ア 人員配置等にかかること

- (ア) 公園の管理運営を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）を遵守し、管理運営を効率的に行うための職員を配置すること。
- (イ) 業務の適切な遂行並びに総合的な調整を行うため、次の職員を配置すること。
 - ・総括責任者 1名 指定管理者が行う管理運営を総括する者
 - ・副責任者 1名 総括責任者を補佐し、総括責任者が都合により職務を全うできない場合に、その職務を代行する者
- (ウ) 施設内の各業務が円滑に実施されるよう各種調整・協議等を適宜実施すること。

② 公園管理施設における施設利用等に対する案内・受付業務

ア 人員配置等にかかること

- (ア) 受付業務には、営業時間中、常時1名以上配置すること。
- (イ) 職員に対して施設の運営に必要な研修を実施すること。
- (ウ) 職員の体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものとする。
- (エ) 職員は、その業務内容に応じ、必要な知識及び能力を有する者とする。

イ 利用者への対応に関すること

- (ア) 利用者に対しては親切・丁寧かつ明瞭な対応を心がけること。
- (イ) いろは親水公園内の自然・施設等に関する案内にくわえ、志木市の観光施設や観光資源等、必要に応じて、説明・案内業務ができるよう心がけること。
- (ウ) いろは親水公園に関する問い合わせに対して対応すること。
- (エ) 公園利用に関する受付（行為許可等の申請・許可）を実施すること。

③ 公園の維持管理業務(広場・園路・樹木)

利用者が安心、快適かつ楽しく公園を利用できるように、適切に管理すること。

維持管理にあたっては、常に巡回、点検を実施し、利用者の安全に万全を期すものとし、各作業の実施にあたっては、利用者及び作業員に対する安全対策を徹底すること。

ア 除草

- (ア) 日常的に行い、園内の環境美化に努めること。なお、草地類の育成が著しい夏季は重点的に除草を行い、利用者の快適性に影響を及ぼさぬようにすること。
- (イ) 状況に応じて草刈機使用(ハンドガイド式、肩掛式等)と人力除草を使い分け、機械を使用する場合には、安全確保に最大限配慮すること。また、作業終了後は清掃を行うこと。
- (ウ) 除草回数は、堤防法面については年8回程度、広場については年5回程度を基本とするが、必要な回数を実施すること。ただし、朝霞県土整備事務所が行う年2回の堤防法面除草を含んで前述の年8回程度とする。

イ 樹木

- (ア) 剪定は、樹種や樹形、配置等に考慮し適切な時期に行うこと。

- (イ) 高中木剪定は、必要に応じて行うこととし、実施回数は、年1回程度を目安とする。ただし、樹木の生育状況や配置、近隣との関係に応じて個々に実施頻度を調整して行うものとする。
- (ウ) 低木及び生垣は、年1回以上行い、視認性の確保にも配慮すること。
- (エ) 作業にあたっては十分な安全対策を講じること。特に、高所作業車等を使用する場合は、利用者の立ち入りを制限する等、事故が発生しないようにすること。
- (オ) 原則として作業は公園の敷地内で実施するものとするが、立地等の関係上、道路・河川、その他の敷地上で実施する場合は、管理者等関係先と十分に事前協議を行うとともに、必要に応じて整理員を配すこと。
- (カ) 枯木・枯枝、折れ枝等の発生には特に注意を払い、未然に除却を行うなど利用者の安全に配慮した管理をすること。また、樹木が第三者の敷地に越境することがないように管理すること。
- (キ) 必要に応じて灌水、補植等を行い、樹木の良好な育成に努めること。
- (ク) 樹木の育成に伴い不要となった支柱等は適宜撤去すること。
- (ケ) 伐採は、原則として管理上やむを得ない場合のみとする。支障木等についても極力移植を行うこと。なお、伐採、移植等の実施にあたっては事前に市と協議すること。

ウ 芝生

- (ア) 刈込を年8回程度実施すること。この際、刈り残し、刈りムラ等のないように注意すること。
- (イ) 施肥、目土、除草を適宜行うこと。また、ブラッシング、エアレーションは必要に応じて行うこと。
- (ウ) 管理に係る年間スケジュールを作成し事業計画書に添付すること。

エ 防除及び薬剤使用

- (ア) 植栽地における病害虫（アメリカシロヒトリ、チャドクガ等）の発生状況の点検及び枝切り等によるスポット処理を行い、初期防除に努めること。また、有害生物（スズメバチ、マムシ等）等が発生した場合、駆除・排除を行うこと。
- (イ) 防除にあたり殺虫剤等の薬剤を使用する際には、農薬登録のある薬剤を農薬取締法及び関係法令等を遵守した上で、管理上やむを得ない必要最小限の範囲に限り使用すること。
- (ウ) 薬剤等の使用にあたっては、事前及び事後に利用者並びに周辺住民に告知看板、回覧文等により周知を徹底した上で、周囲への飛散に注意し、利用者及び周辺住民への健康被害や、農作物への被害等を発生させることの無いようにすること。

オ 園内清掃

- (ア) 公園内の美観を保つために、定期的に園内の清掃を行うこと。
- (イ) 清掃業務の内容としては、以下のとおりとする。
 - ・ 日常清掃（施設内における日常的に必要な清掃業務）
 - ・ トイレ清掃（トイレットペーパー、消毒用品等の補充を含む）
 - ・ ごみ、空き缶及び空き瓶等の回収ならびに処理（リサイクル等による再利用に配慮すること）

④ 園内遊具の維持管理業務

利用者が安心、快適かつ楽しく公園を利用できるように、適切に管理すること。

- ア 日常的に点検を行い、劣化（部材の消耗、塗装の剥離等）等の異常が発見された場合、あらかじめ定められた分担を持って、指定管理者が実施すべき内容の場合、指定管理者が修繕を行い、その他の場合は、市に報告すること。また、異常の程度が重大である場合には、使用禁止等適切な措置を取ったうえで速やかに市に報告し、対応を協議すること。
- イ 点検に際しては、社団法人日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する基準JPFA-SP-S:2014」及び国土交通省が策定した「都市公園における遊具の安全確保に関する方針（改訂第2版）」に準ずること。
- ウ 現場責任者及び点検に携わる者は、社団法人日本公園緑地協会並びに社団法人日本公園施設業協会が主催する「遊具の日常点検講習会」を受講し、修了証の写しを市に提出すること。
- エ 点検に際しては、前項の修了者が行うことを原則とする。
- オ 点検の結果、修繕や撤去を行うべきと判断された物について、当該修繕及び撤去を行うまでの間は、使用禁止措置を講ずるものとし、巡視などの際には、安全確保に不足がないか確認すること。

⑤ 建築物・設備維持管理業務

ア 建築物・設備の維持管理

- (ア) 園内建築物の機能及び性能を維持し、施設利用者が、安全かつ快適に利用できるよう建築物の日常的な維持管理を適切に行うこと。
- (イ) 機械設備等（冷暖房機器、消防設備、循環設備等）について、日常的な点検とともに、法令等で定められた定期点検を実施すること。
- (ウ) 破損等について確認した場合には、利用者等の安全性の確保等に配慮を行うとともに、補修修繕については、小破修繕のうち、10万円未満の修繕は、指定管理者の負担において実施し、それ以外については、原則として市の負担で実施するものとするが、指定管理者は必要があれば市の承認を得て、実施することができるものとする。
- (エ) その他、業務の実施条件については、市との協議により決定するものとする。

イ 建築物・設備の清掃

- (ア) 対象施設を衛生的に保ち、施設利用者が快適に利用できるように維持するため、日常的な清掃を適切に行うこと。
- (イ) 清掃業務の内容としては、以下のとおりとする。
 - ・ 日常清掃（施設内における日常的に必要な清掃業務）
 - ・ 定期清掃（ガラス清掃、床のワックスがけなど定期的に必要な清掃業務）
 - ・ トイレ清掃（トイレトーパー、消毒用品等の補充を含む）
 - ・ 害虫駆除
 - ・ 施設内のごみ、空き缶、空き瓶等の回収及び処理（リサイクル等による再利用に配慮すること）

ウ その他、業務の実施条件については、市との協議により決定するものとする。

⑥ 園内巡視

ア 火災、盗難防止、不法行為の警戒を目的として、公園内場内巡視、パトロールを実施すること。

イ 公園内の巡視業務の内容としては、以下のとおりとする。

(ア) 定期的に巡回を行い、安全を確保すること。

(イ) 不審物、不審者を発見した場合には、警察への通報等適切な処置をとること。

(ウ) 拾得物、遺失物を保管し、記録すること。

(エ) 火災等の他、利用者トラブル等の発生時には、現場に急行し、利用者の安全を確保するための応急処置を行うとともに、市及び関係機関へ連絡、通報すること。

ウ ホームレスが公園を起居の場所として使用するなど、他の利用者の適正な利用が妨げられている場合は、市と協力して必要な措置を講じること。

エ その他、業務の実施条件については、市との協議により決定するものとする。

⑦ ウォーターパークの運営業務

ア 人員配置等にかかること

(ア) 水遊び場としての稼働時間中は、定期的に巡回するなど、必要な安全管理要員を配置すること。水遊び期間以外については、適宜、巡回を行い、事故等のないよう利用者の安全等に留意すること。

(イ) 職員に対して施設の運営に必要な研修を実施すること。

(ウ) 職員の体制は、施設の管理運営に支障がないよう配慮すること。

(エ) 職員は、その業務内容に応じ、必要な知識及び能力を有する者とする。

イ 利用者への対応に関すること

(ア) 利用者に対しては親切、丁寧かつ明瞭な対応を心がけること。

(イ) 利用者の安全確保のため、必要な保険を付保するなどの対策を講じること。

⑧ プレーパークの運営業務

市内の子育て支援団体等の活動を支援・連携し、プレーパークの運営を行うこと。

ア 趣旨

地域の子育て団体等と協働し、子どもが自然とふれあいながらのびのびと遊ぶことができるプレーパーク事業を実施すること。

イ 仕様

(ア) 常設ではなく不定期の開催も可とする。その場合は年2回以上の開催とする。

(イ) プレーパークは指定管理者の主催事業として実施すること。但し、企画・運営については子育て団体等と協働で実施するものとし、事業内容についても子育て団体等と協議の上、決定するものとする。

(ウ) プレーパーク事業を実施する際は、監督者として指定管理者の職員1人以上を配置すること。

(エ) 事業を実施する際に必要となる講師等の謝礼や使用する消耗品等については、指定管理者の負担とする。

(オ) 利用者の安全確保のため、子育て団体等と協議の上、必要な保険を付保するなどの対策を講じること。

(カ) 上記に定めること以外は、市及び子育て団体等と協議の上、決定すること。

⑨ 旧村山快哉堂の運営管理業務

ア 人員配置等にかかること

- (ア) 利用時間内において、運営管理のため、常時1名以上配置すること。
- (イ) 施設の見学者に対して、施設案内ができるよう必要な研修を実施すること。
- (ウ) 職員は、その業務内容に応じ、必要な知識及び能力を有する者とする。

イ 利用者への対応に関すること

- (ア) 利用者に対しては親切・丁寧かつ明瞭な対応を心がけること。
- (イ) 市指定文化財である旧村山快哉堂に関する解説、公園及び周辺施設等の観光案内等を行うこと。

ウ ボランティア団体との調整

ボランティア団体による施設案内や各種事業の運営は、市（教育委員会）との別途契約により継続するものとする。なお、実施内容については、年度協定書で別途定めるものとする。

- (ア) 指定管理者はボランティア団体の運営状況を踏まえ、ボランティア団体の活動が行われない曜日・時間について、必要なサービスの補完を行うこと。

⑩ その他施設の維持管理業務

ア 公衆トイレ

- (ア) 便器、手洗い、床、壁（蜘蛛の巣除去等も含む）、鏡、窓ガラス、照明器具等を日常的に点検、清掃し、清潔に保つとともに、詰まり等は直ちに対処すること。トイレ清掃は週3回以上とする。
- (イ) 各作業にあたっては利用者の利便性に配慮すること。
- (ウ) 劣化等の異常が発見された場合、あらかじめ定められた分担を持って、指定管理者が実施すべき内容の場合、指定管理者が修繕を行い、その他の場合は、市に報告すること。また、異常の程度が重大である場合には、使用禁止等適切な措置を取った上で速やかに市に報告し、対応を協議すること。
- (エ) ホルダー内には常にペーパーがあるように補充を欠かさぬこと。また、予備のペーパーも十分な量を確保しておくこと。

イ 管理用駐車場・イベント用臨時駐車場

- (ア) 親水公園等を利用する利用者が、安全かつ快適に利用できるよう駐車場の日常的な維持管理を適切に行うこと。
- (イ) イベント等の開催時に高水敷を臨時駐車場として利用する場合には、河川増水時の際に駐車車両が存置していることがないように入出庫の管理を行い、イベント等の利用時以外は原則として閉鎖すること。

ウ 自転車駐車場

- (ア) 親水公園等を利用する利用者が、安全かつ快適に利用できるよう自転車駐車場の日常的な維持管理を適切に行うこと。
- (イ) 自転車駐車場の管理水準については、特定公園施設及び利便増進施設としての整備の両方の管理レベルがともに保たれるようにすること。
- (ウ) なお、自転車駐車場の管用費用は、利便増進施設については、指定管理者が負担するものとして、特定公園施設については、市の負担として指定管理料で清

算するものとする。

⑪ 自主事業

- ア 指定管理者は、親水公園等の設置目的に合致し本業務の効果を高め、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、あらかじめ提出した事業計画書に従って、自主事業を実施することができる。
- イ 事業実施に当たっては、指定管理者は、自主事業の参加者から指定管理者の定める料金を自己の収入として徴収することができるほか、志木市以外からの各種助成金、協賛金等を活用することができる。
- ウ 自主事業の実施にあたり、対象施設又は第三者に損害を与えた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。
- エ 自主事業の会計と本業務の会計は区分し、自主事業の収入は指定管理者の収入とする。

⑫ その他事業

- ア 指定管理者は、公園施設を使用して本業務及び自主事業以外の業務を行う場合、市の許可を受け本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、あらかじめ提出した事業計画書に従って、その他事業を実施することができる。
- イ その他事業の実施にあたり、対象施設又は第三者に損害を与えた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。
- ウ その他事業の会計と本業務及び自主事業の会計は区分し、その他事業の収入は指定管理者の収入とする。

(6) 指定管理の期間

令和4年8月1日から令和23年8月31日まで（現協定）

7 監査の着眼点

(1) 所管部課

① 指定管理者の指定等事務

- ア 指定管理者の指定は、適正かつ公正に行われているか。
- イ 各施設の管理に関する基本協定書の締結は、適正に行われているか。

② 指定管理者の管理事務

- ア 事業報告書の点検は、適切に行われているか。
- イ 指定管理者に対して、適時かつ適切に報告の提出を求め、調査し、又は指示を行っているか。

(2) 指定管理者

① 会計経理事務

- ア 管理経費の収支状況の報告は、適正に行われているか。
- イ 他の事業との会計区分は、明確になっているか。
- ウ 出納会計帳簿の記入は、適正に行われているか。

② 事業の執行状況事務

- ア 指定管理施設の管理は、適切に行われているか。
- イ 各施設の管理に関する基本協定書に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- ウ 指定管理施設の利用促進のための工夫は、行われているか。

監査の結果

1 結果

公の施設管理及び運営に係る業務、出納については、適正に執行されており、また、事務事業についても、計画的かつ効率的に執行され、指定管理者制度の目的に沿って行われていると認められた。

2 説明を受け確認した事項

(1) 所管部課

① 指定管理者の選定について

市民4名を含めた計14名の「志木市いろは親水公園公募設置等予定者選定委員会」で設置等予定者を選定後、「指定管理者候補者選定委員会」で審査のうえ選定しており、適切かつ公正に行われていることを確認した。

② 指定管理期間の設定根拠について

都市公園法に基づくもので、本指定管理で活用している公募設置管理制度（Park-PFI）については、同法において管理に係る公募設置等計画の有効期間が20年であり、法に準拠した適切な指定管理期間が設定されていることを確認した。

③ 国有地の占用について

10年ごとに、県土整備事務所へ土地の占用許可の申請を行っており、遺漏なく手続きされていることを確認した。

(2) 指定管理者

① 公園の管理について

定期的に草刈りや樹木診断を行っており、樹木診断でC（不健全に近い）と診断された樹木については、診断結果を受け指定管理者が改めて確認を行い、早急に伐採を行うなど、公園管理が適切に行われていることを確認した。

② 収支の報告について

月例で所管課と報告会を行っており、収支報告等が適切に行われていること、また、帳簿等が適切に作成されていることを確認した。

3 意見

(1) 所管部課に対するもの 公文書の管理について

公文書については、志木市公文書管理条例及び志木市公文書管理規程に基づき適切な保存期間を設定し、保管する必要がある。特に指定管理者の選定及び指定に係る文書等は、指定管理期間満了後、指定管理の実績・効果を評価するうえで重要な文書であり、指定管理期間が20年と長期であることから長期の保存が望ましい。市民への説明責任を果たせるよう、また、職員の異動等により混乱が生じぬよう適切な保存年限を設定した文書管理に努めるとともに、指定管理者に対しても適切な文書の管理を行うよう指導されたい。

(2) 指定管理者に対するもの

① 更なるにぎわいの創出について

いろは親水公園は志木駅から始まる志木市の中心市街地に含まれており、本市のにぎわいの創出において、非常に重要な位置にある。このことから、定期的なイベントや露店など幅広い世代が楽しめる催しが望まれる。今後は志木市商工会や市内業者と連携し、一年を通してより多くの市民が楽しめるにぎわいの場として更なる活用を図られたい。

② いろは親水公園指定管理について

作業実施計画書に基づき計画的な整備を実施しており、適切に公園の管理を行っている。また、要望を受けベンチに日除けを設置する等、利用者の意見を取り入れ利便性の向上を図っており、指定管理者制度の趣旨である民間事業者の有するノウハウの活用による、住民ニーズへの効果的・効率的な対応が高いレベルで実現されている点を高く評価する。今後とも市民が安心・安全に利用できる公園として引き続き適切に管理されたい。

令和5年度 志木市いろは親水公園 作業実施実績書

作業を実施した月：●

分類	No.	作業種類												頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		作業種類	作業種類	作業種類	作業種類	作業種類	作業種類	作業種類	作業種類	作業種類	作業種類	作業種類	作業種類													
点検 / 清掃	1	園地清掃	園路ゴミ及び落ち葉掃き	左岸・右岸：週2回 中洲：週3回	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	2	トイレ清掃	床・便器・洗面等の清掃	1回/日(毎日)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	3	浸透枳清掃	浸透枳等の泥溜め清掃	1回/年																				●		
修繕	4	塵芥収集・処理	園内ゴミの収集及び処理	適宜	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	5	パークセンター建物管理	設備巡回点検・設備機器定期点検 定期清掃	12回/年	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	6	旧村山快哉堂建物管理	設備巡回点検・設備機器定期点検 定期清掃	12回/年	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
草刈り	7	修繕	遊具補修・園路不陸修正 園路灯交換・給排水設備補修等	適宜	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	8	法面草刈り①	左岸・右岸・中洲	8回/年	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	9	法面草刈り②	左岸・右岸 ※県土作業重複範囲	6回/年	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
中洲植栽管理	10	草刈り	左岸・右岸・中洲の法面以外	5回/年	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	11	日常管理	除草・草刈り・芝刈り(芝生広場以外) 病虫害防除・支障枝剪定等	12回/年	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	12	高木剪定	高木剪定	1~2回/年	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
植栽	13	低木・生垣剪定	低木・生垣の刈込	2回/年		●																				
	14	芝刈り	芝生広場	適宜	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	15	芝生手入れ	ブラッシング・エアレーション 目土等	1回/年																			●			
左岸植栽管理	16	施肥	施肥	1回/年																			●			
	17	日常管理	除草・草刈り・芝刈り(芝生広場以外) 病虫害防除・支障枝剪定等	8回/年	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	18	高木剪定	高木剪定	2回/年	●	●																				
その他	19	低木・生垣剪定	低木・生垣の刈込	2回/年		●																				
	20	施肥	施肥	1回/年																			●			
	21	補植・高木伐採等	補植・高木伐採等	適宜	●																					
保守 / 清掃	22	樹木診断	高木木の診断	1回/年																			●			
	22	遊具定期点検	有資格者による点検・報告	1回/年	●																		●			
	23	WP設備保守点検・清掃	設備保守点検・清掃	2回/年																			●			
保守 / 清掃	25	中洲水景設備保守点検 清掃	設備保守点検・清掃	11回/年	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	25	右岸水景設備保守点検 清掃	設備保守点検・清掃	2回/年	●																		●			

資 料

令和5年度収支報告書

【志木市いろは親水公園指定管理業務】

(単位:円)

勘定科目	事業計画(a)	事業実績(b)	計画比 (b)/(a)
< 収入 >			
収入合計 (A)	59,741,000	59,887,610	100.2%
指定管理委託料	59,741,000	59,741,000	100.0%
利用料金収入	0	57,210	皆増
自主事業収入	0	89,400	皆増
公共施設継続支援負担金	0	0	0.0%
< 支出 >			
支出合計 (B)	59,741,000	59,671,500	99.9%
人件費	12,660,000	12,908,836	102.0%
広告宣伝費	847,000	802,911	94.8%
事務費	5,412,000	4,820,485	89.1%
運営費	396,000	340,207	85.9%
保険料	800,000	800,250	100.0%
租税公課	1,401,000	1,304,480	93.1%
光熱水費	3,080,000	2,880,149	93.5%
清掃費	7,040,000	6,553,687	93.1%
植栽管理費	16,060,000	16,378,819	102.0%
保守点検費	4,015,000	4,115,100	102.5%
村山快哉堂運営費	3,300,000	2,701,874	81.9%
ウォーターパーク運営費	2,420,000	1,992,402	82.3%
イベント催事費	1,540,000	1,031,130	67.0%
修繕費	770,000	3,041,170	395.0%
< 収支差額 >			
収支差額 (A) - (B)	0	216,110	